

# 広域圏だより



消防業務



介護認定審査業務



ごみ・し尿処理業務



水道用水供給業務

k o i k i k e n d a y o r i

## 会津若松地方広域 市町村圏整備組合

当整備組合は、10市町村(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)で構成されており、消防業務、介護認定審査業務、ごみ・し尿処理業務、水道用水供給業務などの、構成市町村が単独事業として行うには財政的に負担が大きい事業や構成市町村で共同処理した方が効率的な事業等の行政サービスの一部を行っております。

### 昭和47年4月1日

○『会津若松地方広域市町村圏整備組合』が設立(設立当時の構成市町村数・1市8町5村)

会津若松市、北会津村、磐梯町、

猪苗代町、河東村、会津坂下町、湯川村、

柳津町、会津高田町、本郷町、新鶴村、

三島町、金山町、昭和村

○組合消防の発足により、『広域消防業務』が開始

### 平成11年10月12日

○『介護認定審査会』が開始

### 平成18年9月1日

○『会津地区広域事業組合』と統合

○『ごみ・し尿処理業務』が開始

### 平成21年4月1日

○『会津若松地方水道用水供給企業団』と統合

○『水道用水供給業務』が開始

# 整備組合の決算(一般会計及び水道用水供給事業会計)

## 平成21年度一般会計決算

(単位:円)

| 歳 入                       |               | 歳 出               |               |
|---------------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 区 分                       | 決算額           | 区 分               | 決算額           |
| 1 分担金及び負担金(構成市町村)         | 4,133,273,000 | 1 議会費(議会の運営)      | 3,851,273     |
| 2 使用料及び手数料(燃やせるごみ処理手数料など) | 231,184,770   | 2 総務費(事務局の運営)     | 105,647,103   |
| 3 県支出金(県からの委託金)           | 58,110        | 3 民生費(介護認定審査会の運営) | 56,055,124    |
| 4 財産収入(財産運用利子など)          | 2,849,772     | 4 衛生費(ごみ・し尿処理業務)  | 981,476,078   |
| 5 繰入金(他の会計からの繰入金)         | 5,852,500     | 5 消防費(消防・救急業務)    | 2,558,571,796 |
| 6 繰越金(前年度からの繰越金)          | 189,537,740   | 6 公債費(借入金の返済)     | 603,453,380   |
| 7 諸収入(預金利子など)             | 78,344,857    |                   |               |
| 8 国庫支出金(国からの補助金)          | 250,000       |                   |               |
| 歳入合計                      | 4,641,350,749 | 歳出合計              | 4,309,054,754 |

## 平成21年度水道用水供給事業会計決算

(単位:円)

| 収益的収入               |             | 収益的支出                |             |
|---------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 区 分                 | 決算額         | 区 分                  | 決算額         |
| 第1款 用水供給事業収益        | 748,778,965 | 第1款 用水供給事業費用         | 538,791,777 |
| 第1項 営業収益(用水料金)      | 708,809,248 | 第1項 営業費用(浄水場の運営費用)   | 420,205,894 |
| 第2項 営業外収益(加入団体繰入金等) | 33,781,492  | 第2項 営業外費用(償還金に係る利息等) | 118,581,768 |
| 第3項 特別利益(過年度収入)     | 6,188,225   | 第3項 特別損失(過年度支出)      | 4,115       |

| 資本的収入        |            | 資本的支出               |             |
|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 区 分          | 決算額        | 区 分                 | 決算額         |
| 第1款 資本的収入    | 63,376,000 | 第1款 資本的支出           | 430,564,631 |
| 第1項 補助金(補助金) | 63,376,000 | 第1項 建設改良費(浄水場の設備費用) | 92,710,800  |
|              |            | 第2項 企業債償還金(借入金の元金)  | 337,853,831 |

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額367,188,631円は、過年度分損益勘定留保資金362,773,831円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,414,800円で補てんした。

# 消防本部からのお知らせ

ホームページ <http://www.119-aizu.jp/>

## 消防本部の組織変更について ※4月1日から消防本部の組織が変わります。

消防本部では、現在のフラットな組織体制(グループ制)のメリットを活かしながら、組織内の企画管理及び統制機能の強化を図り、多種多様化する災害や住民のニーズに迅速かつ的確に対応することを目的に、4グループ体制から**4課体制**に変わります。

- 総務グループ ➡ **総務課**
- 警防グループ ➡ **警防課**
- 予防グループ ➡ **予防課**
- 指令グループ ➡ **指令課**

問い合わせ先/消防本部 総務グループ TEL.0242-59-1400



## 設置されましたか？

平成23年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となります。尊い命や財産を守るために早期の設置をお願いします。

- **新築住宅** 既に設置が義務付けられています。
- **既存住宅** 平成23年6月1日までに設置が必要です。
- **設置場所** 寝室、階段(2階に寝室がある場合)。また、台所等にも推奨しています。



あなたの大切な命を  
火災から守ります

### 注意

消防職員等が訪問し、火災警報器や消火器などを販売することはありませんので、不適正な訪問販売等に注意してください。

問い合わせ先／消防本部 予防グループ TEL.0242-59-1403

## 消防法が改正されました！

救急搬送において受入れ医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し社会問題となっております。国ではこれを解消するため、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築を目的として消防法の一部が改正されました。

これにより福島県では、**救急患者の重症度、専門性により救急隊が病院を選定する**場合があります。



◎選定される病院は県庁ホームページにて公表中です。

問い合わせ先／消防本部 警防グループ TEL.0242-59-1402

## 119番の正しいかけ方について

119番をかける場合は、消防車や救急車が早く現場に到着できるよう、「**正式住所**」・「**世帯主名**」・「**電話番号**」を、はっきり伝えて下さい。 ※災害の問い合わせは**25-1133(ツゴーのイミミ)**へお願いします。

問い合わせ先／通信指令センター TEL.0242-26-0119

# 環境センターからのお知らせ

環境センター TEL.0242-27-9004

## 植木や家庭菜園などに「汚泥肥料」はいかがですか？

環境センターでは、し尿汚泥を浄化する際に発生する汚泥を「汚泥肥料」として**無料配布**しています。植木や家庭菜園などの育成、酸性土壌の改良などに適しています。詳しくは、環境センターまでお問い合わせください。



汚泥肥料

## リサイクルに更なるご協力を！

環境センターでは、皆様から分別排出していただいた、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源化に取り組んでいますが、容器包装については、異物が少なく汚れていないなどの品質基準を満たさないと、リサイクル業者に引渡すことができずリサイクルされないことになります。**正しい分別排出に皆様のさらなるご協力**をお願いいたします。

## 徹底をお願いします！

平成22年8月に燃やせないごみの処理施設において**爆発**がありました。ごみ処理に大きな影響はありませんでしたが、コンベヤ等が損傷しました。原因の特定はできませんでしたが、使い切っていないスプレー缶や使い捨てライターが設備内に混入したものと推測されます。大きな爆発事故の場合、ごみの受入ができなくなるおそれがありますので、**スプレー缶等を排出する際は、風通しのよい安全な場所で穴をあけるか、中身を全部出して排出する**ようお願いいたします。



損傷箇所

※スプレー缶の中身排出例については、組合ホームページに掲載しています。不明な点は環境センターまでお問い合わせください。



JR会津若松七日町駅舎内  
営業時間/9:00~18:00 TEL.0242-39-3880

「駅カフェ」は会津若松市「JR七日町駅」舎内に開設している会津17市町村のアンテナショップです。地酒の仕込み水で入れた水出しコーヒー、地場産フルーツジュースなどが楽しめる喫茶や、名産品物販スペース、企画展ギャラリー、観光インフォメーションコーナー、物販コーナーなど会津の情報発信地です。



駅カフェ



駅カフェ店内



イルミネーション



会津鉄道HP <http://www.aizutetsudo.jp>  
TEL.0242-28-5885 FAX.0242-26-9730

会津鉄道(株)は、県をはじめ、会津17市町村によって会津線を存続させるために設立された第三セクター鉄道(西若松駅⇔会津高原尾瀬口間 57.4km)です。会津地域の基幹的な公共交通機関として、沿線住民の皆様の移動手段としてのほか、会津地域と首都圏とを結び、観光をはじめとする地域の振興に寄与しています。

現在、会津鉄道では芦ノ牧温泉駅の名譽駅長「ばす」によるブログ「ネコ駅長の日記」やメールマガジン「会津あかべえ通信」において、楽しい地域情報を発信するとともに、イベント列車「お座敷トロッコ列車」を運行し、交流による地域の活性化に努めています。



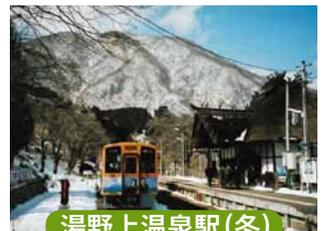
ばす



トロッコ列車



湯野上温泉駅(春)



湯野上温泉駅(冬)

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページについて

会津若松地方広域市町村圏整備組合の最新情報を住民の方にお知らせするため、ホームページを開設しております。ホームページには、当組合の概要、ごみ・尿処理に関する情報、入札情報などを掲載しており、関連情報として、消防に関する「消防本部」、会津の観光に関する「パーフェクトあいづ」、さらに構成市町村のホームページ等にもリンクしております。

皆様の生活に役立つ情報も掲載しておりますので、是非、ご覧ください。

会津若松地方広域市町村圏整備組合 TEL.0242-24-6311 | URL <http://www.aizu-kouiki.jp/>



あいづふるさと市町村圏協議会  
TEL.0242-24-6312  
E-mail : [i@aizu-furusato.com](mailto:i@aizu-furusato.com)

「会津はひとつ」の理念のもと、会津17市町村の情報を発信するホームページです。全会津のイベント情報をはじめ、「極上の会津プロジェクト」や「駅カフェ」などの情報も掲載しておりますので、是非、ご覧ください。

URL : <http://www.aizu-furusato.com>

## 駅Cafe商品が毎回当たる! 七日町駅Cafe 会津産品プレゼント

『駅Cafe』と『パーフェクトあいづ』に関するアンケートに答えて応募すると、毎回素敵な駅Cafe商品が抽選で当たります。詳しくは、「パーフェクトあいづ」のホームページをご覧ください!

《編集・発行》

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合

〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号  
TEL 0242-24-6311 FAX 0242-24-6313  
ホームページ <http://www.aizu-kouiki.jp/> E-mail [aizu-kouiki1@119-aizu.jp](mailto:aizu-kouiki1@119-aizu.jp)